

学 則

1 事業者の名称及び所在地	社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会 〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175-1
2 研修事業の名称	介護職員初任者研修 通学課程
3 研修課程及び形式	介護職員初任者研修課程 (<u>通学</u>) ・ 通信)
4 開講の目的	少子高齢化の進行により、介護現場における労働人口が減少し、海老名市においても福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっております。 介護職員としての必要な知識及び技術を習得し、適切なサービスを提供できる人材を育成し、介護現場における人材の安定的な確保を図ることを目的とする。
5 研修責任者及び研修コーディネーターの氏名 研修担当部署 研修担当者及び連絡先	研修責任者 新倉 英司 研修コーディネーター 新倉 英司 研修部署 在宅支援課 研修事務担当 西林 ゆきの 事業所：海老名市国分寺台 2-10-23 電話番号：046-236-6626
6 受講対象者(受講資格)及び定員	<ul style="list-style-type: none"> ・満 18 歳以上で、海老名市内在住・在勤の方で研修の全日程を受講できる方 ・修了後、訪問介護事業所、介護施設等への就労を希望する方。 (既に介護の職に就職していて介護資格未取得者を含む) ・定員 24 名
7 募集方法 (募集開始時期・受講決定方法を含む) 受講手続及び本人確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・一般公募する 開講日の原則 1 か月前より募集開始し、市広報紙・当会ホームページ等に募集広告を掲載する。 ・受講案内(学則含む)と申込書については、本会事務局にて配布又はインターネットからダウンロードのいずれかの方法で取得する。 ・申し込みは先着順とし、申込書と受講料を添えて、本会事務局へ申し込む。その際、公的証明書(免許書等)原本の確認とコピーをとり、本人確認を行う。また、申込時にテキストを渡す。
8 受講料、テキスト代 その他必要な費用	47,700 円 (税込) (内訳) 受講料 40,000 円、テキスト代 6,995 円、保険料 705 円 ※研修にかかる交通費、食事代は受講者の負担となります。
9 研修カリキュラム	別紙研修カリキュラムのとおり
10 研修会場 (名称及び所在地)	<p>①海老名市立総合福祉会館 第1・2・3会議室及び第1・2・3 娛樂室 〒243-0434 神奈川県海老名市上郷 474-1</p> <p>②特別養護老人ホーム シェモア 浴室・脱衣室・機械浴室・ 機械浴脱衣室 〒243-0434 神奈川県海老名市河原口 1581</p> <p>③海老名市文化会館 小ホール棟 1 2 2 大会議室 〒243-0434 神奈川県海老名市上郷 476-2</p>
11 使用テキスト (副教材も含む)	一般財団法人 長寿社会開発センター 出版事業部 介護職員初任者研修テキスト (第 2 版) 全 2 巻

<p>12 研修修了の認定方法 (習得度評価方法含む)</p>	<p>(1) 技術演習における習得度評価 「こころとからだのしくみと生活支援技術」の次の項目について、各演習時間内で技術習得度の評価を行う。チェックリストにより A～C の 3 区分で技術習得度の評価を行い、A 及び B の者を一定レベルに達している者とする。</p> <p>⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 ⑬総合生活支援技術演習 (評価区分) A: 基本的な介護(介助)が的確にできる B: 基本的な介護(介助)が概ねできる C: 全くできない</p> <p>(2) 全科目の修了時に、1 時間の筆記試験による修了評価を実施する。 次の評価基準により C 以上の評価基準を満たしたものとして認定する。 A=90 点以上 B=80～89 点 C=70～79 点 D=70 点未満</p> <p>(3) 通学のカリキュラムを全て出席し上記(1)及び(2)において認定基準を超えている受講者に対し修了証明書を発行する。</p> <p>(4) 修了評価試験で基準以下の時の取り扱い 担当講師の補講の上、再試験を実施する。 補講は 1 時間につき 3,000 円を、再試験は 2,000 円を受講者負担とする。</p> <p>(5) 筆記再試験において、なお基準以下の場合、修了証明書は発行されない。</p>
<p>13 欠席者の取り扱い(遅刻・早退の扱い含む) 補講の取り扱い (実施方法及び費用等)</p>	<p>(1) 原則 10 分以上の遅刻・早退は欠席とする。 (2) 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う。 補講の実施は、原則として他の事業者が行う同研修を受講することにより行う。 (3) 補講は 1 時間につき 3,000 円を受講者負担とする。</p>
<p>14 科目免除の取り扱いとその手続き方法</p>	<p>免除科目なし</p>
<p>15 解約条件及び返金の有無</p>	<p>(1) 受講者からのキャンセル ・ 開講日の 1 週間前から開校日の前日までは全額返金 ・ 開講後の退校については、受講料は返金しない。 (2) 本会からのキャンセル ・ 授業態度不良等による退校処分の場合は受講料の返金はしない。</p>

<p>16 情報開示の方法 (ホームページアドレス等)</p>	<p>当法人ホームページにて、以下の内容を情報開示する。 アドレス: http://www.ebina-shakyo.or.jp/</p> <p>(1) 研修機関情報： <ul style="list-style-type: none"> ・法人情報・・・法人格、法人名、住所、代表者名、法人事業概要、法人財務情報、併設の介護保険事業所や介護施設の事業概要など ・研修機関情報・・・研修部署の名称、研修事業担当理事名、住所、理念、学則、研修施設と設備など </p> <p>(2) 研修事業情報：募集対象、研修スケジュール、定員、募集～受講までの流れ、費用、留意点など、研修カリキュラム、担当講師名、修了評価の方法など</p> <p>(3) 講師情報：講師名、講師略歴・資格・現職など</p> <p>(4) 実績情報：過去の研修実施回数、参加人数など</p> <p>(5) 連絡先等：申込、資料請求、苦情連絡先など</p>
<p>17 受講者の個人情報の取り扱い</p>	<p>受講者の個人情報については厳重に管理し、本研修実施に係る目的にのみ使用する。 なお、修了者名簿は介護保険法施行令第3条第2項イの規定により県に提出する。</p>
<p>18 修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い</p>	<p>亡失・き損した場合は、受講者本人の申請により再交付する。 手数料 無料（但し、修了証明書郵送用の120円切手を申請書に添えて申請すること。）</p>
<p>19 その他研修実施に係る留意事項</p>	<p>1. 退校処分を取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる場合は本人と面接し合意の上で退校の手続きを取る。 2) 研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなると法人側が判断した場合、本人の合意の下退校手続きをとる。 <p>2. 修了証明書が発行されない場合、受講料は返却しない。</p>